

## 平成24年度 第2回 磐田市文化財保護審議会（結果概要）

日時 平成25年3月11日(月) 15:10~17:00

場所 磐田市埋蔵文化財センター 2階 研修室

出席者 磐田市文化財保護審議会委員 10名中7名

山下晃会長 日比野秀男委員 芹澤拙夫委員 平野吾郎委員

鈴木敬雄委員 坪井俊三委員 小和田美智子委員

出席職員 教育長

教育委員会事務局職員 6名

鈴木事務局長 山崎課長 早澤課長補佐 佐藤主幹 竹内係長 富永副主任

傍聴人 なし

議事 1. 審議事項

### ① 指定文化財候補審議その1 〈天然記念物〉大箸家のドウダンツツジ

〔事務局からの説明〕

本日、審議に先立ち行われた現地視察を踏まえての審議をお願いしたい。この審議案件については、当審議会の天然記念物部会から指定に係る推薦意見書が出されている。その事について、天然記念物部会の部会長である担当委員から説明をお願いしたい。

〔担当委員からの説明・意見〕

平成24年11月28日に天然記念物部会を開催し、現地視察も交えて議論した結果、当ドウダンツツジは、江戸時代末期に当地で造り酒屋として栄え、壱貫地村の庄屋を勤めた旧家である大箸家の歴史を彩る象徴的存在であり、市の指定文化財として遜色のない物であり、市指定文化財候補に推薦する事に決定したものである。

〔主な意見〕

- ・所有者の熱意はあるが、管理の仕方を考える必要があるのでは。現状の屋敷林の管理は十分ではないと思われる。  
⇒市で指導していく。

〔結論〕

本日の審議会にて、当ドウダンツツジを市指定文化財（天然記念物）へ指定することについて、教育委員会へ答申することに決定した。指定名称は、「大箸家のドウダンツツジ（員数：2株）」。

### ② 指定文化財候補審議その2 〈彫刻〉府八幡宮楼門の隨身像

〔事務局からの説明〕

中泉の府八幡宮の楼門（県指定文化財）内に安置されている隨身像（2体）である。この審議案件については、平成24年12月3日に当審議会の日比野秀男委員による現地調査が行われ、報告書が出されている。その事について、日比野委員から説明をお願いしたい。

〔担当委員からの説明・意見〕

この隨身像については、以前からこの像については拝見したり、いろいろな人から話を聞いてきたものである。7, 8年程前に文化庁の彫刻担当の職員が別件調査で来た際、この隨身像を見て、楼門（1635年か）と同程度の時代のものではないかとの所見があったことを聞いた。当隨身像については、右側の像が口を開けた像で、左側の像が口を閉じた像である。基本的には当初の姿が残っていると思われる。高さも2体とも110cm程度あり、堂々とした姿かたちをしている。基本的には部材は元のままであり大変貴重である。全国的に見ても隨身像というのは色を塗ってしまっているものが多くあり、当初の姿のまま残っている例は少ない。この像は県内の主要な隨身像と比較しても、江戸時代ごく初期の制作と考えられ保存状態も当初の姿を残しているなど貴重であり、市指定文化財として保存してゆくことが望まれるものである。

〔主な意見〕

- ・ 作者は大体いつ頃の人なのか？  
⇒ 京都とか、本格的な仏師の系統の人と思われる。
- ・ 仁王門仁王像は、阿吽となっているが、それと関係あるのか？  
⇒ それと同じである。
- ・ 楼門は県指定となっているが、この隨身像はそれに附属、附帯というかたちで、附で県指定にはならないのか？  
⇒ 県に確認する。

〔結論〕

指定する方向でまとまった。県指定文化財である楼門への附指定の可否について事務局が県へ問い合わせた上で、その結果を踏まえ、市指定文化財とする必要性が考えられた場合は、次回に現地視察を行った上で、審議を行うこととなった。

## 2. 報告事項〔事務局より報告〕

○国の重要文化財（考古資料）への指定の答申について（明ヶ島古墳群出土土製品）

- 国の登録有形文化財（建造物）への登録答申について（寺田家住宅主屋（旧丸四織物合名会社事務所兼主屋）・旧丸四織物合名会社倉庫（ドルチェ倉庫））
- 国の特別史跡【遠江国分寺跡】の平成 24 年度発掘調査結果概要について
- 市指定文化財【淡海国玉神社社殿】（本殿）の修復について
- 文化財調査について